

企業見学ツアー参加支援事業補助金 Q & A

平成 28 年 8 月 31 日 修正

○修正内容

「想定事案に係る交付額の算定」における想定図について、往路のみの記載から往路・復路の記載に修正

■交付申請書（兼実績報告書）の提出について

問 交付申請書（兼実績報告書）の提出はいつ行うのですか。

答 企業見学ツアー終了後に、終了した日から 30 日を経過した日又はツアーの開催年度末のいずれか早い日までに提出してください。

問 交付申請書（兼実績報告書）に添付する「補助対象経費の支出証拠書類」とは具体的にどのようなものでしょうか。

答 使用した公共交通機関の領収書や乗車期間や料金が明記された切符の写しを添付してください。

問 交付申請書（兼実績報告書）に添付する「企業見学ツアーに参加したことを証明する書類」とは具体的にどのようなものでしょうか。

答 企業見学ツアーの主催者が発行する参加証明書を添付してください。

■補助対象経費について

問 自家用車や自転車での移動は補助対象経費にはならないのでしょうか。

答 対象となりません。鉄道、バス、飛行機や船舶など、その使用に要した実費経費が客観的かつ正確に判断できる交通機関に限ります。

なお、自家用車や自転車で移動した場合においても、交付申請書（兼実績報告書）の別紙（補助対象経費の内訳等）については、記載を要します。

問 居住地からツアー出発地への移動日は企業見学ツアー出発日に限られますか。

答 企業見学ツアーの申し込み日以降、ツアー出発日までの移動であれば、実家などの宿泊先を経由した場合も、その移動に係る交通費は補助対象経費になります。

ただし、補助基本額の算定については、原則としてツアー出発日に、居住地からツアー出発地に直接移動したものとして行います。

問 ツアー解散地から居住地への移動日は企業見学ツアー終了日に限られますか。

答 企業見学ツアーの終了日以降の移動であれば、実家などの宿泊先を経由した場合も、その移動に係る交通費は補助対象経費になります。

ただし、交付申請書（兼実績報告書）の提出期限（終了した日から30日を経過した日又はツアーの開催年度末のいずれか早い日）までに移動する必要があります。

また、補助基本額の算定については、原則としてツアー終了日に、ツアー解散地から居住地に、直接移動したものとして行います。

■補助基本額について

問 使用する公共交通機関（飛行機、新幹線等）に制限はあるのでしょうか。

答 制限はありません。ただし、補助基本額の算定は、県の旅費条例等の規定の範囲内で、個々の移動における交通機関の運行状況、乗換えの利便性、ツアー出発時間・終了時間や運賃等を総合的に勘案し、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合により行います。

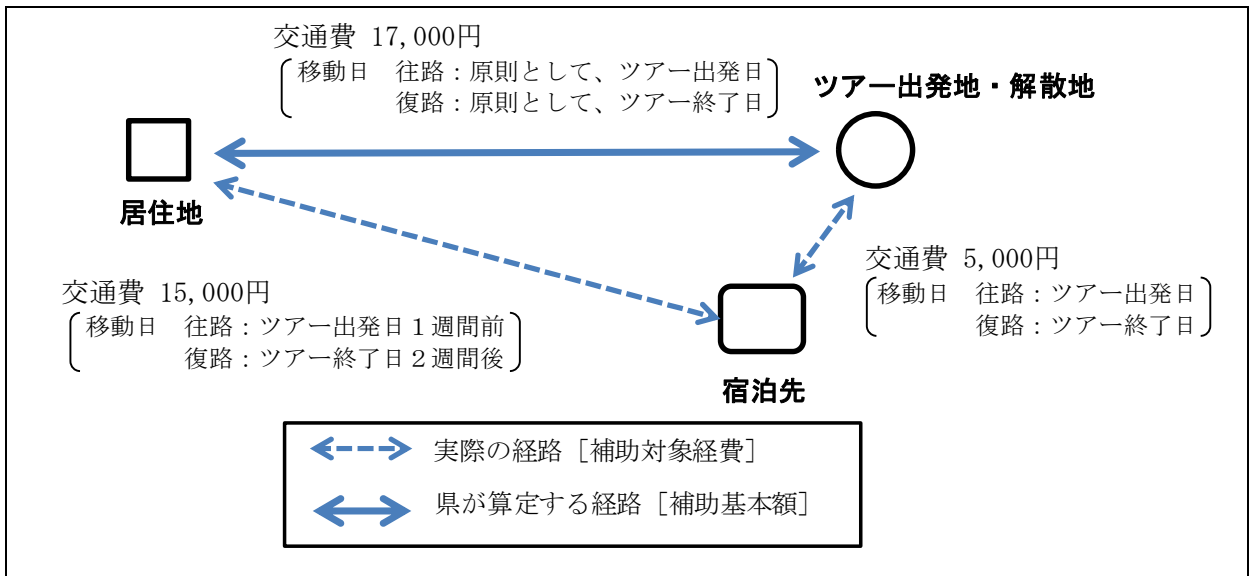
問 特急料金は補助基本額に算入されますか。

答 特急券の有効区間が片道100km以上の場合で、かつ、特急料金の支出証拠書類が添付されていれば、補助基本額に算入します。

一方、特急券の有効区間が100km未満の場合は、たとえ特急料金を支払われたとしても補助基本額には算入しません。

■ 想定事案に係る交付額の算定

[交通費及び移動日について下図のとおり想定]



[交付額の算定]

◇ 補助対象経費 20,000 円 (15,000 円 + 5,000 円) [交付申請額 : 10,000 円]

○ 補助基本額 17,000 円

□ 交付額 8,500 円

補助基本額 < 補助対象経費となるので、補助基本額に補助率 1/2 を乗じた 8,500 円が交付額になります。